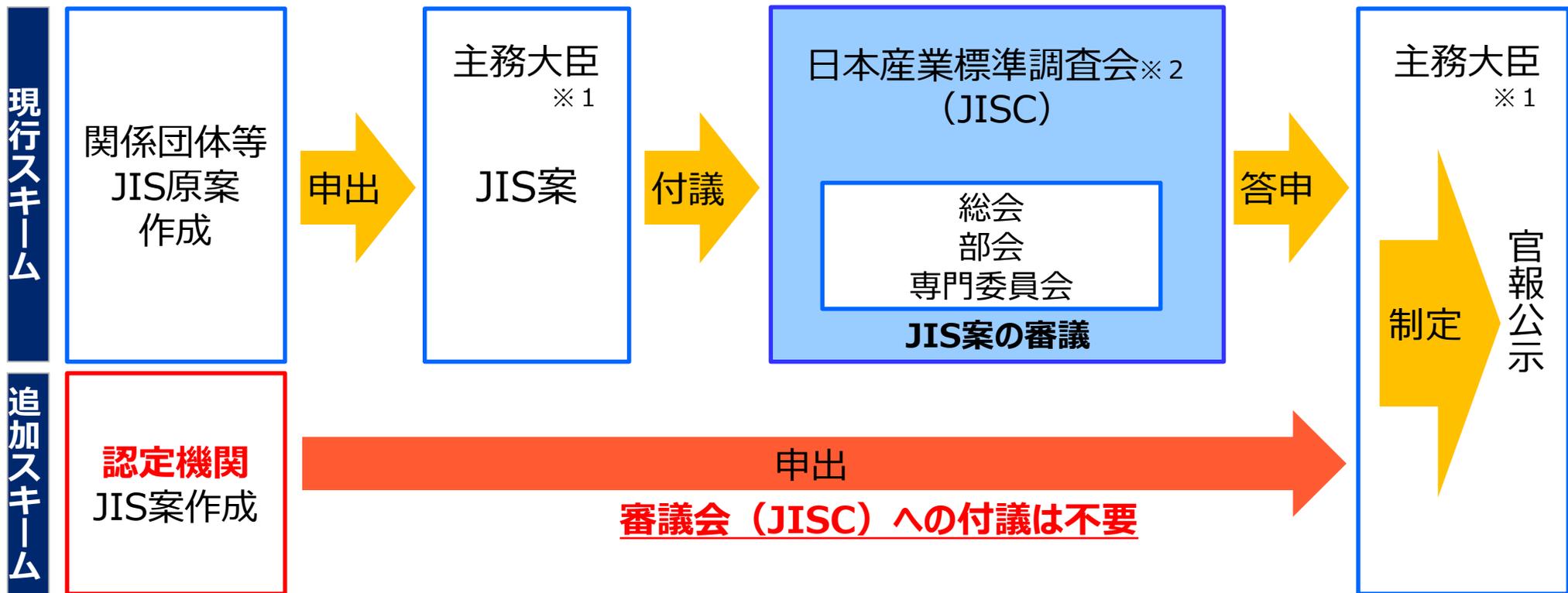


JIS制定の民間主導による迅速化（認定産業標準作成機関のスキーム）

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、法改正により、審議会（JISC）の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加。



工業標準化法

JISの制定等は、大臣制定前にJISCの審議を経る必要がある

産業標準化法

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案はJISCの審議を経ずに迅速に大臣が制定

※JIS案の申出を受けてからすぐに制定することが可能になる

※1 旧法：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省
改正法：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。
産業標準化法第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。